

§ 19 厚生事業及び福祉事業（法第 112 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 及び第 6 号並びに定款第 27 条第 1 号、第 1 号の 2 及び第 4 号）

共済組合及び県互助組合では、組合員やその家族の健康と保養の増進及び元気回復を図ることを目的に、次の事業を行っています。

事業の詳細及び参加申込み等については、文書で各所属所長へそれぞれ通知します。事業内容等を確認して期日までに申し込んでください。

§ 19の 1 特定健診事業

《共済組合》

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、年度内に 40 歳から 75 歳（※）の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方々を対象として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

※ 75 歳の誕生日の前日まで受診が可能です。

1 特定健康診査

（1）組合員

人間ドック又は定期健康診断の受診をもって特定健康診査の受診に替えています。

※ 短期組合員のうち定期健康診断等の受診機会がない方には受診券（セット券）を送付します。

（2）被扶養者

共済組合から送付する受診券（セット券）を使って受診してください。

2 特定保健指導

特定健康診査の受診結果、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善が必要と判断された場合には特定保健指導の対象となります。特定保健指導では、保健師や管理栄養士等の専門家が生活習慣の改善をサポートします。

詳細については対象者に別途通知します。

§ 19 の 2 健診事業

生活習慣病予防健診事業

事業名		実施期間	対象者	
人間ドック	指定年齢健診	6月～2月	当該年度中に30歳・35歳・37歳・39歳・41歳・43歳・45歳・47歳・49歳・51歳・53歳・55歳・57歳及び59歳に達する組合員のうち受診を希望する者 《共済組合》《県互助組合》	
	シニア普通ドック	6月～2月	当該年度中に達する年齢が50歳以上で指定年齢健診対象者以外の組合員のうち受診を希望する者 《共済組合》《県互助組合》	
	ドックセット型	肺検査(※)	6月～2月	当該年度中に達する年齢が43歳以上で上記人間ドックを受診する組合員のうち肺検査の受診を希望する者 《共済組合》
		レディース検診	6月～2月	人間ドック受診該当の女性組合員で受診を希望する者 《共済組合》
	レディース検診(巡回検診型)	11月～2月	女性組合員で受診を希望する者(人間ドックでレディース検診を受診する者を除く。) 《共済組合》	
	大腸がん検診	1月	当該年度中に達する年齢が41歳以上の組合員で受診を希望する者(人間ドック受診者を除く。) 《共済組合》	

※ 肺検査は決定人数に上限があるため、申込多数の場合は抽選となります。また、2年連続して受診することはできません。

§ 19 の 3 健康づくり事業

《共済組合》

1 メンタルヘルス相談等

(1) 専門医療機関による面接相談（§ 19-005 頁参照）

- ・対象者：組合員本人
- ・相談員：専門の医師
- ・相談場所：県内 10 か所
- ・利用方法：指定専門医療機関に電話で予約。その際、「公立学校共済組合員」であることを伝えてください。相談時には「本人資格確認書類」を必ず持参してください。
- ・費用負担：1人当たり年間2回まで無料（ただし、投薬等の医療行為は自己負担となります。（健康保険適用））

(2) 産業カウンセラーによる面談・電話・オンライン相談（§ 19-006 頁参照）

- ・対象者：組合員本人及びその被扶養者
- ・相談員：「産業カウンセラー」の資格を有する専門家
- ・相談場所：一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部広島事務所
※ 福山、三次市内でもカウンセリングを受けることができます。
- ・利用方法：一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部広島事務所に電話で予約。その際、「公立学校共済組合員」であることを伝えてください。
- ・費用負担：無料（利用制限なし）

2 メンタルヘルス講演会事業

公立学校共済組合広島支部の組合員により構成する団体（以下「団体」という。）が企画し、実施するメンタルヘルス講演会に対して、産業カウンセラー協会を通じてオンライン又は対面での講演を行い、その費用を支部が負担します。

(1) 要件

- ア 組合員のためのメンタルヘルスに関する啓発と、継続してセルフケアを行うための内容とした講演会とする
- イ 申請は、既存の団体以外でも可能
- ウ 講演会等への参加者数が、原則として 15 人以上の団体
ただし、支部が特に必要と認める場合は、14 人以下の団体も申請可能
- エ 同一団体につき、年度内 1 回の支援
- オ 実施期間は、毎年度、4 月 1 日から 3 月末まで

(2) 団体による費用負担

無料（但し、講演会実施にかかる通信費等は、団体で負担してください。）

(3) 利用方法

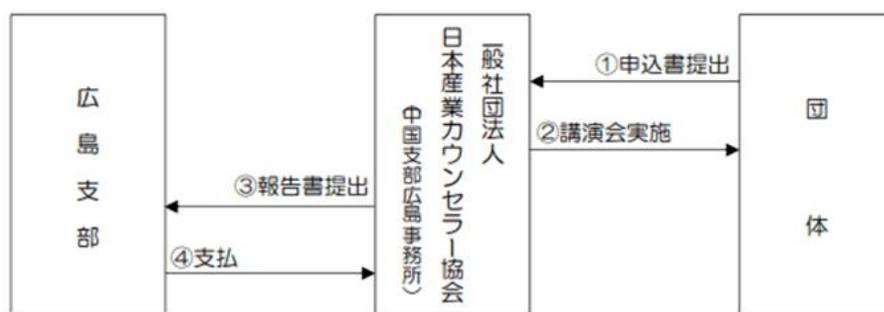
「メンタルヘルス講演会申込書（公立学校共済組合広島支部専用）」に必要を記入の上、一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部広島事務所にメールまたは FAX により申込み、当該事務所と詳細を調整（様式集 § 19-003 頁）。

※ 実施希望の 3 週間前までに申込みをしてください。

(4) その他

オンライン講演会を実施するための通信機器等（PC、タブレット、オンライン環境等）又は対面での講演会を実施するために必要な機材等は、各団体で準備してください。

<参考>講演会実施にかかる事務手続きの流れ



3 こころとからだのリフレッシュセミナー

組合員の健康増進を図るため、メンタルヘルス・生活習慣病予防講座、体力測定、トレーニング指導等を行います。

- ・開催時期：8月等
- ・募集方法：所属所へ通知

4 健康管理視聴覚資料の貸出し

「組合員及びその家族の心とからだの健康づくり」や「職場での健康学習」等に役立てていただくため、健康管理視聴覚資料の貸出しを行っています。

- ・利用方法：「健康管理視聴覚資料利用申込書」に記入し、申込み（様式集 § 19-006 頁）
- ・貸出期間：原則 10 日以内
- ・利用制限：1 回につき 3 本まで（回数制限なし）
- ・貸出資料：共済組合ホームページに掲載

メンタルヘルス相談事業

1 指定専門医療機関による面接相談

【指定専門医療機関】

医療機関名	所在地	相談予約 電話番号
清川神経科内科クリニック	広島市中区八丁堀 4-15 アーバンビュー八丁堀 3 F	082-227-5111
じんじん 神人クリニック	広島市東区若草町 9-12-401	082-261-0600
森岡神経内科	広島市安佐北区可部南四丁目 9-17	082-819-0006
よこがわ駅前クリニック	広島市西区横川町二丁目 7-19 横川メディカル プラザ 6 階	082-294-8811
瀬野川病院	広島市安芸区中野東四丁目 11-13	082-892-1055
村岡クリニック	呉市中央二丁目 6-10 村上ビルⅡ 4 階	0823-32-2223
わかみやメンタルクリニック	東広島市西条上市町 5-5 総合不動産ビル 3 階	082-431-6110
押尾クリニック	三原市城町一丁目 12-23- 1	0848-67-8766
あおばメンタルクリニック	福山市多治米町一丁目 11-17	084-981-1250
三次病院	三次市栗屋町 1731	0824-62-2888

※個人情報はずべて医療機関で管理され、秘密は厳守されます。

2 産業カウンセラーによる相談（面談・電話・オンライン）

医療機関名	所在地	電話番号	予約受付 時間	相談時間	アクセス
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 中国支部広島事務所 【カウンセリングルーム】	広島市中区幟町 3-1 第3山県ビル5階	(082)209-8828	月～金 10:00 ～16:30	10:00 ～20:00 (土・日・祝 日も可能で す。)	広電白島線 「女学院 前」から徒 歩5分

- ※ 福山、三次市内でもカウンセリングを受けることができます。（広島事務所に連絡）
- ※ 産業カウンセラーとは、カウンセリングの知識と技法を習得した専門家で、職場の人間関係、自分自身、家庭内、近隣社会、その他の問題等なんでも相談できる人のことです。
- ※ 個人情報はすべて日本産業カウンセラー協会ですべて適正に管理され、秘密は厳守されます。

§ 19 の 4 一般事業

《共済組合》

事業名	実施期間	事業内容
旅行商品特別割引	年間	組合員及びその家族が旅行商品を購入する際に割引を受けられます。(§ 19-009 頁参照)
ライフプラン支援	年間	ライフプラン設計のためのセミナーの開催及びライフプランシミュレーションサービスを提供します。
「福利ひろしま」の配付	年間	共済組合及び県互助組合が共同で発行する広報誌又は電子データを組合員へ配付します。
特典サービス	年間	共済組合と契約のある施設等で特典サービスを受けられます。

§ 19 の5 宿泊施設の利用について

《共済組合》

1 公立学校共済組合直営の宿泊施設を利用するとき

公立学校共済組合では、直営の宿泊施設「公立共済やすらぎの宿」を全国に設けており、対象者は組合員料金で利用することができます。

(1) 利用方法

- ① 申込みは、利用しようとする施設へ直接申し込んでください。
- ② 申し込む場合は、次のことを施設へ連絡してください。
 - ア 申込者の住所・氏名
 - イ 利用日時・人員（性別・大人こども別）
 - ウ 施設への到着予定時刻
 - エ 食事の要否
 - オ 宴会の場合は、料理・飲物等の内容
- ③ 利用は、原則として予約制です。
- ④ 利用者は、施設に到着次第、「本人資格確認書類」（退職者・年金受給者は、「宿泊施設特別利用者証」）を提示してください。

なお、クレジットカードとして利用できる「公立共済メンバーズカード」でも、組合員料金の適用を受けることができます。

◎ インターネットでの宿泊予約は、次のアドレスでお申込みください。

公立共済やすらぎの宿【公式サイト】 <https://www.kourituyasuragi.jp/>

(2) 対象者

組合員（任意継続組合員を含む。）・退職者・年金受給者、及びその家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）

(3) 「公立共済やすらぎの宿」

共済組合ホームページに一覧表を掲載していますので、ご参照ください。

2 他の共済組合の宿泊施設を利用するとき

地方公務員等共済組合法に基づき各共済組合が経営する宿泊施設は、宿泊料金について当該組合の組合員利用料金と同じ扱いとする相互利用が行われています。

ただし、この相互利用の対象となるのは組合員（任意継続組合員を含む。）及び年金受給者本人のみで、家族は一般料金となりますので、ご注意ください。

(1) 利用方法

直営宿泊保養施設の利用方法と同じです。前項をご参照ください。

(2) 相互利用の対象となる共済組合

- | | |
|------------------|--------------|
| ・ 地方職員共済組合 | ・ 警察共済組合 |
| ・ 各市町村職員共済組合 | ・ 東京都職員共済組合 |
| ・ 都市職員共済組合 | ・ 指定都市職員共済組合 |
| ・ 全国市町村職員共済組合連合会 | ・ 文部科学省共済組合 |
| ・ 日本私立学校振興・共済事業団 | |

§ 19 の 6 旅行商品特別割引

《共済組合》

次表の旅行業者が指定した商品について、割引利用ができます。

【申込方法】

契約業者の取扱店で「本人資格確認書類」を提示し、旅行商品の申込みをしてください。

【利用対象者】

組合員及びその家族、並びに任意継続組合員及びその家族

(家族の範囲：①被扶養者 ②被扶養者でない配偶者

③被扶養者でない組合員と同居の子・孫・父母・祖父母及び18歳未満の弟妹)

旅行会社等名称	取扱店	電話番号	割引対象商品（括弧内は割引率）	
			海外旅行	国内旅行
東武トップツアーズ株式会社	広島支店	050-9002-5442	自社募集型企画旅行 (パッケージツアー) (3%) ※一部商品を除く。	「FEEL」(フィール) (3%)
株式会社たびまちゲート広島	本社営業所 (たび館)	(082) 543-2040	自社募集型企画旅行 (パッケージツアー) (3%) ※一部商品を除く。	自社募集型企画旅行 (パッケージツアー) (3%) ※一部商品を除く。

※詳細については、取扱店に直接お問い合わせください。